

# 藤沢市成年後見制度申立費用等助成事業実施要綱

制定 平成25年4月1日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護のため、民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）に規定する成年後見制度が適切に利用できるよう、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

## (事業の内容)

第2条 成年後見制度申立費用等助成事業（以下「助成事業」という。）は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げるいずれかの審判（以下「成年後見開始等の審判」という。）の請求を行うのに必要な経費を助成する。

- ア 法第7条に規定する後見開始の審判
- イ 法第11条に規定する保佐開始の審判
- ウ 法第13条第2項の規定による保佐人の同意権の範囲を拡大する審判
- エ 法第15条第1項の規定による補助開始の審判
- オ 法第17条第1項の規定による補助人の同意を要する旨の審判
- カ 法第876条の4第1項の規定による保佐人に代理権を付与する旨の審判
- キ 法第876条の9第1項の規定による補助人に代理権を付与する旨の審判
- ク 市長申立てに要する費用の負担

(2) 次に掲げる者（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬を助成する。ただし、成年後見人等が3親等以内の親族又は社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会である場合を除く。

- ア 法第8条の規定により付された成年後見人
- イ 法第12条の規定により付された保佐人
- ウ 法第16条の規定により付された補助人

## (対象者)

第3条 助成事業の対象者は、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「被後見人等」という。）若しくは成年後見開始等の審判を受けようとする者で、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 被後見人等又は成年後見開始等の審判を受けようとする者で助成事業の利用

申請日において本市に住所を有する者又は本市の措置の被実施者

(2) 成年後見開始等の審判を受けようとする者及び審判請求申立人の収入、資産等の状況が別表第1の条件に該当する者

2 この要綱において「措置の被実施者」とは、以下の各号に掲げる措置等の実施を受けている者をいう

(1) 介護保険法第13条の規定に基づく住所地特例対象被保険者

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第19条の規定による介護給付費等の支給を受けている者

(3) 老人福祉法第11条第1項又は第2項の規定に基づく措置を受けている者

(4) 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定に基づく措置を受けている者（助成額）

第4条 成年後見開始等の審判請求に必要な助成金の額は、次の各号に定める実費とする。

(1) 審判開始申立手数料、登記手数料（印紙代）

(2) 郵便切手代

(3) 診断書作成料

(4) 鑑定料

2 第2条第2号に係る助成金の額は、家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内とし、被後見人等一人につき、施設入所の場合は月額18,000円、在宅の場合は28,000円を限度として、予算の範囲で助成する。

3 助成対象期間に、在宅の日が1日以上ある月は、その月を在宅として認定する。

4 第2項の施設入所とは、次に掲げる施設への入所をいい、在宅とは、施設入所以外をいう。

(1) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害者支援施設、のぞみの園、自立生活援助及び共同生活援助を供与する施設

(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める老人福祉施設、有料老人ホーム

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護保険施設、特定施設及び認知症対応型共同生活介護を供与する施設

- (4) 医療法（昭和23年法律第205号）に定める医療提供施設
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める保護施設
- (6) その他市長が認める施設

（助成の申請）

第5条 助成事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、藤沢市成年後見制度申立費用等助成事業申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 助成事業の申請は、審判確定日から起算して1年以内に行わなければならない。
- 3 第2条第1号にかかる第1項の申請は申立人が行うものとし、第2条第2号に係る第1項の申請は、当該成年被後見人等の代理人として成年後見人等が行うものとする。
- 4 後見人等報酬に係る助成の対象期間は、助成の申請を行った日から起算して2年前の日が属する月までとする。

（被成年後見人等死亡後の報酬助成）

第6条 後見人等報酬に係る助成の受給資格者が死亡した場合において、その者に支給すべき助成金で、支給しなかったものがあるときは、その者の成年後見人、保佐人又は補助人であった者（以下「申請者」という。）は、第5条の規定により申請することができる。

- 2 申請者は藤沢市成年後見制度申立費用等助成事業申請書（第1号様式）及び死亡時状況報告書（第3号様式）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 3 被後見人等死亡後の助成金の額は、第4条2項に定める助成上限額から遺留資産を差し引いて、不足する額とする。

（助成の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、必要な調査及び審査を行った上で、助成の可否を決定し、申請者に対し藤沢市成年後見制度申立費用等助成事業決定（却下）通知書（第2号様式）により通知する。

（助成金の請求）

第8条 助成の決定を受けた者は、必要な書類を添えて助成金の請求を行うものとする。

（助成金の返還）

第9条 市長は、虚偽その他不正な行為があったときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以前に審判確定した案件については、同日以降に発生する後見人、保佐人及び補助人の報酬に係る第2条第2号の助成に限るものとし、同条第1号の助成は行わない。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第3条関係）

以下の1から4の条件のいずれかに該当する者

- 1 生活保護受給者
- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者
- 3 資産等の状況が1に準じる者で(1)から(4)の条件を全て満たす者
  - (1) 市民税非課税世帯

(2) 家庭裁判所の報酬付与審判書の活動期間（以下「期間」という。）における収入が単身世帯で120万円以下、2人以上世帯で120万円に世帯員1人につき60万円を加えた額以下で、かつ、期間末日の預貯金の額が単身世帯で100万円以下、2人以上世帯で100万円に世帯員1人につき50万円を加えた額以下である者

なお、期間が1年に満たない又は1年を超える場合、並びに期間中に世帯員の変更がある場合は、この限りではない

(3) 世帯員が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がないこと

(4) 住民登録上別世帯であっても、事実上生計を一にしている場合は同一世帯とみなす

4 資産等の状況が3に準ずる状況にあり、成年後見開始等の審判請求の申立人が藤沢市長によるものであって、本助成の対象とならないことで、本人からの資産から報酬が支払うことができないと市長が認める者

